

平成二十一年九月二日

青森県教育委員会第七百二十八回定例会

期日 平成二十一年九月二日（水）
場所 教育庁教育委員会室

会議次第

- 一 開会
- 二 報告
報告第一号 行政文書一部開示決定処分に対する異議申立てに係る青森県情報公開審査会への諮問について
（非公開の会議）
報告第二号 行政文書不開示決定処分に対する異議申立てに係る青森県情報公開審査会への諮問について
（非公開の会議）
報告第三号 行政文書一部開示決定処分に対する異議申立てに係る決定について
（非公開の会議）
- 三 議案
議案第一号 平成二十一年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価の結果に関する報告書について
- 四 その他
職員の懲戒処分の状況について
職員の失職について
- 五 閉会

議案第一号

平成二十一年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価の結果に関する報告書について

平成二十一年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価の結果に関する報告書を、別紙「平成二十一年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書」のとおり作成する。

〔その他〕

職員の懲戒処分の状況

平成21年9月（8月1日～8月31日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 三八地域市部以外の中学校 教諭（36歳 男性）
②事件の概要等 速度超過（30km/h以上50km/h未満）
・平成21年4月11日（土）午後2時2分頃
・三戸郡五戸町内の国道
・最高速度40km/hのところ、73km/hで走行
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成21年8月31日
- 事案2 ①被処分者 中南地域平川市の小学校 教諭（52歳 男性）
②事件の概要等 速度超過（25km/h以上30km/h未満）
・平成21年5月30日（土）午後2時1分頃
・西津軽郡鯉ヶ沢町内の国道
・最高速度60km/hのところ、88km/hで走行
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成21年8月31日
⑤その他 平成20年9月24日及び平成20年10月8日に、
速度超過していることから、量定を加重。

[その他]

職員の失職について

1 失職

- (1) 職員 三八地域八戸市の小学校 教諭 (27歳、男性)
- (2) 年月日 平成21年9月2日
- (3) 事由 地方公務員法第28条第4項 (第16条第2号該当)

2 公訴事実

女性の姿態をのぞき見る目的で、平成21年7月6日午前5時58分頃、被害者方に、かぎの掛かっていないベランダ掃出し窓から侵入したものの。

3 判決内容

住居侵入 (刑法第130条前段) により懲役10月、執行猶予3年

(参考)

◇地方公務員法

第28条第4項

職員は、第16条各号 (第3号を除く。) の一に該当するに至つたときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

第16条第2号

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

◇刑法

第130条

正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。